



# 国保だより

○令和2年2月29日現在  
国保世帯数 9,793世帯  
被保険者数 16,267名  
保健事業 第104号  
○発行  
須賀川市保険年金課  
電話 88-9136

台風第19号により被災されました皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。

**国民健康保険一部負担金の免除対象期間が延長となります。**

**(令和2年9月末まで)**

なお、令和2年4月以降は

**一部負担金免除証明書の提示が必要となります。**

免除対象者の皆さまには、令和2年3月末までに一部負担金免除証明書を郵送していますので、届いていない場合は、市役所保険年金課にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

保険年金課国保給付係 電話 88-9135

住家の全半壊、全半焼、床上浸水の被災をしている場合は、医療機関等の窓口で**保険証と一部負担金免除証明書を提示**すると、一部負担金の支払いが不要となります。

## 免除対象者

国民健康保険の被保険者であり、以下のいずれかに該当する方です。

- (1) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- (2) 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- (3) 主たる生計維持者の行方が不明である方
- (4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止された方
- (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方



## 免除対象期間

令和元年10月13日～令和2年9月末までの診療、調剤及び訪問看護分

※入院時食事療養費は、お支払いいただく必要があります。

すでに支払った医療費は、領収書を医療機関等に持参し、お早めに払い戻しを受けてください。

## 医療機関等で返金できない場合

- (1) 市役所1階の国民健康保険の窓口で申請してください。
- (2) 受付時間 平日8時30分から17時15分
- (3) 必要なもの
  - ・国民健康保険一部負担金還付申請書（国民健康保険の窓口にも備え付けてあります）
  - ・国民健康保険証
  - ・窓口に来る方の本人確認ができる書類  
（官公署発行で顔写真のあるもの1枚、または顔写真のないもの2枚）
  - ・領収書
  - ・印章
  - ・通帳
  - ・国民健康保険一部負担金免除証明書

# 社会保険加入、社会保険脱退

などの際は、

## 国民健康保険の手続きをお忘れなく

手続きは **14** 日以内に



国民健康保険の方が、社会保険に加入したり脱退したときは、市役所で手続きが必要です。

制度上、少しの間でも、無保険ではできません。

手続きが遅れても、後でさかのぼって加入、喪失になりますので、手続きを忘れずに行ってください。

### ◎手続きに必要なもの【社会保険に加入したとき】

加入者全員分の**社会保険証**、**国民健康保険証**、窓口に来る方の**本人確認できる書類**（官公署発行で顔写真のあるもの1枚、または顔写真のないもの2枚）、**該当者と世帯主の個人番号が確認できる書類**、**印章**、委任状（別世帯の方が手続きする場合）

### ◎手続きに必要なもの【社会保険を脱退したとき】

**健康保険資格喪失証明書**（辞めた会社から発行）、窓口に来る方の**本人確認できる書類**（官公署発行で顔写真のあるもの1枚、または顔写真のないもの2枚）、**該当者と世帯主の個人番号が確認できる書類**、**印章**、委任状（別世帯の人が手続きする場合）

### 転入や転出などの際も国民健康保険の手続きが必要です。

国民健康保険は、**住所地の市町村**で加入することになっています。

お住いの市区町村が変わる場合は、国民健康保険の加入、脱退の手続きが必要です。

### 修学中の国民健康保険加入者には「学生特例」の保険証を交付します。

大学や専門学校進学などのため、親から仕送りを受ける学生が実際に生活する市区町村に住所を異動した場合、須賀川市の国民健康保険に引き続き加入することができる「**学生特例**」の保険証を交付します。

該当する方は、**4月1日以降の日付の在学証明書**、**国民健康保険証**、窓口に来る方の**本人確認できる書類**（官公署発行で顔写真のあるもの1枚、または顔写真のないもの2枚）、**該当者と世帯主の個人番号が確認できる書類**、**印章**をお持ちになり手続きをしてください。なお、在学証明書が手元に届くまでの間は、市役所保険年金課窓口でご相談していただくと、有効期間が1か月の学生特例証を交付します。その後、在学証明書が届き次第、再度交付申請をしてください。

### 卒業後の手続き

卒業したときは、「**学生特例の終了**」の届け出をして保険証を返却してください。

また、卒業予定年度を超えて在学するときや大学院などに進学するときは、改めて手続きが必要になります。

### 卒業後に須賀川市に戻ってくるとき

他の健康保険に加入するときを除き、須賀川市の国民健康保険に加入することになりますので、転入手続きと併せて加入手続きを行ってください。

### 卒業後に須賀川市に戻らないとき

新たな就職先の健康保険に加入するか、住所地の国民健康保険に加入することになります。